

○北開局技管第234号

北海道開発局インフラDX・i-Construction推進本部の設置についてを次のように定める。

令和3年3月29日

北海道開発局長 倉内 公嘉

北海道開発局インフラDX・i-Construction推進本部の設置について

(設置及び目的)

第1条 インフラ分野においてデータとデジタル技術を活用して、社会資本や公共サービス、建設業の働き方等を変革するインフラ分野のDX（以下「インフラDX」という。）及び「ICTの全面的な活用」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指すi-Construction（以下「i-Construction」という。）を推進するため、北海道開発局に、北海道開発局インフラDX・i-Construction推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 北海道開発局管内の公共工事の現場において、インフラDX及びi-Constructionを導入するためのアクションプランの策定に関すること。
- 二 関係地方公共団体、関係事業者その他の関係者へのインフラDX及びi-Constructionの普及に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、本部の目的を達成するために必要な事務

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、局長をもって充て、本部の事務を総括する。
- 3 副本部長は、次長をもって充て、本部長を補佐する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じて、本部員以外の者を本部に出席させることができる。

(部会)

第4条 本部を補佐するため、専門の事項を調査検討する部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、本部長が指名する。
- 3 部会に属すべき者は、部会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、開発監理部開発調整課並びに事業振興部工事管理課及び機械課の協力を得て、事業振興部技術管理課において処理する。

(雑則)

第6条 この通達に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この通達は、令和3年4月1日から施行する。

(廃止通達)

2 北海道開発局i-Construction推進本部の設置について（平成28年3月1日北開局技管第166号）は、廃止する。

別表第1

開発監理部長
事業振興部長
建設部長
港湾空港部長
農業水産部長
宮繕部長
開発監理部次長（計画担当）
事業振興部調整官（企画・防災担当）